

令和7年度 一般会計歳出 第6款3項7目 児童福祉施設整備費12節 01細節 委託料			
受付番号	種目番号 一	連絡先 担当	こども青少年局こども福祉保健部こどもの権利擁護課 担当者名 岩崎 TEL 045-671-2394

設 計 書

1 委託名 令和7年度 旧南部児童相談所跡地に係る嘱託登記等委託業務

2 履行場所 横浜市磯子区洋光台3丁目18-29

3 履行期間 期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
又は期限 期限 令和8年3月31日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特記事項 『令和7年3月改定労務単価・技術者単価』適用
土木工事標準積算基準書(計画・調査編)令和6年7月

6 現場説明 不 要
要(月 日 時 分 場所)

7 委託概要 本市所有地の処分に伴う登記・測量業務

8 部 分 払

す る (回以内)

し な い

業 務 内 容	履 予 定 行 月	数 量	単 位	単 價	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額 (¥)

内 訳
測 量 業 務 價 格 (¥)

消費税及び地方消費税相当額 (¥)

委託費内訳書

種別・種目	単位	数量	単価	金額	摘要
細別・形状寸法			円	円	
測量業務 用地測量					(市街地乙)
打合せ協議 着手時 + 納品時	業務	1			
打合せ協議 中間	回	(2)			
復元測量	m ²	(2, 460)			
境界確認	m ²	(2, 460)			
土地境界確認書作成	m ²	(2, 460)			
多角測量(公共4級相当)観測・計算 1km、20点当り	km	(0.30)			
補助基準点の設置	m ²	(3, 960)			
境界測量	m ²	(3, 960)			
用地境界杭設置 コンクリート杭	本	(2)			
用地境界杭設置 プレート埋込・プレート支給	本	(2)			
用地境界杭設置 鉄鋲設置・鉄鋲支給	本	(2)			
用地境界杭撤去 コンクリート杭	本	(2)			
境界点間測量	m ²	(2, 460)			
面積計算	m ²	(2, 460)			
用地実測図原図作成 1/250	m ²	(3, 960)			
小計					
道水路等境界調査					
作業計画	業務	(1)			
打合せ協議(中間)	回	(1)			
資料調査	a	(1)			
60cm石標設置(未舗装部) 石標支給	回	(1)			
60cm石標設置(アスファルト部) 石標支給	回	(1)			
60cm石標設置(コンクリート部) 石標支給	回	(1)			
鋳物杭設置(アスファルト部) 鋳物杭支給	回	(1)			
鋳物杭設置(コンクリート部) 鋳物杭支給	回	(1)			

委託費内訳書

種別・種目	単位	数量	単価	金額	摘要
細別・形状寸法			円	円	
プレート埋込 プレート支給	本	(1)			
プレート設置 プレート支給	本	(1)			
境界鉢設置(コンクリート部) 鉢支給	m	(1)			
境界調査図作成	m	(250)			
小計					
申請手続き業務					
分筆後の土地2筆まで	件	(1)			
地積の変更・更正	件	(1)			
書類の作成					
原本の複製	通	(2)			
調査報告書の作成(写真有り)	通	(1)			
小計					
直接費					
用地測量 計					
安全費	式	1			
合計					
申請手続き業務+書類の作成 合計					
間接費					
諸経費 (用地測量)	式	1			
諸経費 (用地測量除く)	式	1			
業務価格	式	1			
消費税及び 地方消費税相当額	式	1			
業務委託費	式	1			

委託業務仕様書

(横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課)

今回発注する委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は次のとおりとする。

仕様書等（使用はレ）

- 土木設計業務共通仕様書（令和7年3月）
業務内容に詳細設計を含む場合は、詳細設計照査要領の内容を反映した照査計画書を作成し、事前に監督員の承認を受けること。
- 土木設計業務特記仕様書（平成29年4月）
- 測量業務共通仕様書（令和7年3月）
- 測量業務特記仕様書（平成29年4月）
- 測量標等特記仕様書（平成21年2月1日）
- 地質調査業務共通仕様書（令和7年3月）
- 道水路等境界調査測量委託仕様書（令和4年12月）
- 電子納品に関する特記仕様書（横浜市道路局）（平成29年4月）
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 「個人情報取扱特記事項」（平成27年10月）
- 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

適用図書等の入手先

- ・土木設計業務共通仕様書、測量業務共通仕様書、地質調査業務共通仕様書
- ・横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関する事。）
- ・設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集
- ・河川標準構造図

上記図書は、横浜市のWebページに掲載していますので、ご利用ください。

その他

- ・条件明示チェックシート、詳細設計照査要領は、横浜市のWebページを参照し、内容等について監督員と調整してください。
- ・用地の確定測量を過去に行っています。
測量成果を元に現地確認を行い、業務にあたってください。

旧南部児童相談所跡地に係る嘱託登記等委託業務特記仕様書

1 総則

- (1) この仕様書は、横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課が発注する土地の表示に関する嘱託登記等委託業務（以下「登記等業務」という。）に適用する。
- (2) 登記等業務は、発注課（以下「甲」という。）の指示のもとに、設計図書、本特記仕様書に基づき適正に行われなければならない。
- (3) 登記等業務が、この仕様書及び設計図書に違反し、又は不完全であるときは、補測又は再測量及び再作成を命ずる。ただし、その費用は受託者（以下「乙」という。）の負担とする。
- (4) 登記等業務完了後であっても、前項の事実が判明した場合には、乙が前項の義務を負うものとする。
- (5) 本市において必要と認めるときは、登記等業務の変更、停止又は中止を命ずることがある。この場合の登記等業務変更については、契約締結時の価格を基準として、協議により定めるものとする。
- (6) 前払金はないものとする。
- (7) この仕様書に明示しないものについては、必ず甲の指示に従って施行するものとする。
- (8) 登記等業務を行うための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならず、同特記事項に定める「安全管理措置報告書」及び「研修実施報告書・誓約書」を提出しなければならない。

2 全体作業

- (1) 乙は、一部の対象地について、甲が指示する場合は、履行期間途中においても成果品を提出しなければならない。
- (2) 乙は、作業計画を立て、遅滞なく作業を進めなくてはならない。
- (3) 甲は、特に必要のある場合「作業指示書」により受託者に指示するものとする。
- (4) 乙は、業務着手後毎週月曜日に、「作業・協議記録簿」を甲に提出するものとする。「作業・協議記録簿」には、前1週間に行った作業内容、甲から受けた指示及び協議内容についてわかりやすくまとめる。
- (5) 乙は、委託者の指示のある時期に中間報告を行わなくてはならない。中間報告時には、「中間報告書」及び「用地比較図」（実測値と地積測量図及び道路台帳区域線図等との比較図面を提出する。越境関係があれば拡大図及び写真等で明示する）を打合せの2日前までに提出するものとする。（甲は越境関係のみを取り出した図面の作成を依頼する場合がある）。
- (6) 委託業務が完了したときは、乙は成果品と共に、「作業完了届」及び「実施数量報告書」を甲に提出し、その検査を受けなくてはならない。

3 委託業務

(1) 調査業務

ア 資料調査

法務局等の公的機関その他の者が保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、調査、照合及び分析整理。一部の資料については、甲より提供する。

(ア) 公簿類

- ・法務局備え付けの土地に関する公簿
登記事項要約書、登記事項証明書、閉鎖登記簿、旧土地台帳等
- ・地方自治体備え付けの公簿
道路台帳、河川台帳、換地明細書等

(イ) 地図類

- ・法務局備え付けの地図又は地図に準ずる図面
- ・地方自治体備え付けの公図副本、地籍図、換地図、道路地図、河川地図等
- ・地区画整理組合、土地改良区、耕地整理組合（解散した組合等にあっては、個人を含む）等が保有する土地所在図、森林施行図等又は個人が保有する古地図等

(イ) 図面類

- ・法務局備え付けの地積測量図等
- ・地方自治体備え付けの土地区画整理の確定図
- ・土地区画整理組合、土地改良区又は耕地整理組合（解散した組合等にあっては、個人を含む）等が保有する確定測量図
- ・管理者が保管する公共用地・長狭物の確定測量図（面積の記載のないものを含む。）その他これに類する確定測量図
- ・道路台帳区域線図、道路境界調査図等

(2) 測量業務

ア 用地測量

安全に留意するとともに、現場に立ち入る際は腕章を付け、身分証明書を携帯すること。なお、測量業務のうち定めのないものについては測量業務共通仕様書（横浜市）を参照すること。

(ア) 確認書の取り交わし等

筆界確認書、現況工作物等に関する確認書の取り交わし、立会確認書の收受については次の通り行うものとする。

- ・立会を行う際は、事前に立会依頼通知書の作成、送付を行う。
- ・筆界確認書、現況工作物等に関する確認書及び立会確認書（本市指定の様式による）の作成を行う。
- ・確認書の取り交わし及び收受にかかる連絡事務及び調整等を行う。
- ・確認書の取り交わし及び收受に当っては、土地登記事項証明書記載事項との照合及び本人確認を確実に行う。
- ・立会人名簿の作成を行う。
- ・確認書の原本を甲に提出する。

(イ) 図面作成

- ・原図は、DXFファイル及びPDFファイルにて作成する。
- ・表題欄は以下のとおりとし、図面の右方下部に記載する。

件名			
所在	横浜市〇〇区〇〇〇〇丁目・町〇〇番〇〇		
図面名			
物件番号		縮尺	
作成年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
計画機関	横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課		
作業機関			

- ・適切な位置に方位及び凡例（境界標識の種類等）を記載する
- ・各図面においては、隣接道路の幅員を記載する

イ 道水路等境界調査

(ア) 道水路等境界調査図作成

- ・登記等業務にかかる隣接道水路等の境界調査作業については、土木事務所の指示に従って作業を行うものとする
- ・道水路等境界調査図作成については、土木事務所の指示に従って作業を行うものとする。

(イ) 道水路等の境界標の設置・復元

- ・道水路等境界標について、設置・復元の必要が生じた場合、道路局主管課及び土木事務所等と打ち合わせを行い協議の上、甲及び関係部局の指示に従い、設置・復元作業及び提出書類（写真を含む）作成等を行う。

(2) 申請手続業務

ア 登記嘱託手続

手続にあたっては、本市より委任状を発行する。

(3) 写真撮影

写真は次のとおり撮影する（全てに撮影日を記載する）。

ア 周辺状況写真

- ・適宜

イ 全景写真

- ・方位を表示する。

ウ 境界標写真（遠景及び近景）

- ・境界点の位置にピンポールを立てて明示し、撮影する。
- ・写真上に境界線及び地番を表示する・余白に境界点番号及び種別を表記する。

エ 境界標の設置・復元を行う場合

- ・設置前、設置後の写真を撮影する。

5 成果品

委託業務の成果品として、下記のものを提出する。ただし、委託者の指示又は承諾がある場合は、一部を省略することができる。

(1) 成果簿

ア 用地測量

(ア) 打合せ協議

(イ) 筆界確認書（写し）、立会確認書（写し）（コピーを綴り、原本は別途提出）

(ウ) 用地実測図原図

(エ) 比較図

(オ) 写真（周辺状況、全景、境界標、越境物）

(カ) 作業・協議記録簿（原本）

(キ) 中間報告書（原本）

(ク) 作業完了届（原本）

(ケ) 実施数量報告書（原本）

イ 道水路等境界調査

境界調査図

ウ 申請手続き業務

(ア) 土地合筆登記

(イ) 土地地積更正・分筆登記

工 その他

- (ア) 登記する際に使用した添付書類
 - (イ) 嘱託登記申請図書の写し等
 - (ウ) 調査報告書
- (2) 電子記録媒体での納品 (CD-R等)

ア 復元測量

- ・復元箇所位置図（使用補助基準点からの位置を表示）、復元箇所座標及び座標計算書（交点計算、変換計算等）、逆打ち計算書

イ 境界測量

- ・境界測量諸簿、座標リスト、座標交点計算書（略図添付）

ウ 筆界確認書等

- ・立会人名簿、立会依頼通知書、筆界確認書、現況工作物等に関する確認書及び立会確認書

エ 補助基準点の設置

- ・基準点成果表、基準点網図、観測手簿、計算簿、基準点精度管理表（閉合・結合の場合）

オ 境界点間測量

- ・境界測量精度管理表

カ 面積計算

- ・面積計算書（座標面積計算）（筆毎に求積する）。

キ 用地実測図原図

- ・用地実測図（最終図）、電子複写

ク 比較図

- ・図面名称を比較図（実測値とその他の成果図等との比較図）とする、電子複写

ケ 写真

- ・周辺状況写真、全景写真、境界標写真、越境物写真

コ 作業経過

- ・中間報告書、作業指示書、作業記録簿

サ 作業完了

- ・作業完了届、実施数量報告書

※物件ごとのフォルダ（番号等で省略せず、必ず地番を入力する）で整理し、CD-ROM又はUSBメモリ等の電磁的記録媒体に記録し、ウィルスチェックを行った上で、成果簿に綴じこむ。